

加盟に関する補足として次のとおり定める。

第1条（加盟の資格）

- 1 吹奏楽及び管・打楽器による音楽活動をすすめている団体であること。
- 2 年間を通して定期的に、練習または演奏活動を行っている団体であること。
- 3 演奏行為に対して団体に報酬を支払うことのない、アマチュアの団体であること。
- 4 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体の加盟は認めない。

第2条（部門連盟）

- 1 部門は、長崎県小学校吹奏楽連盟、長崎県中学校吹奏楽連盟、長崎県高等学校吹奏楽連盟、長崎県大学吹奏楽連盟、長崎県職場・一般吹奏楽連盟とする。
- 2 「長崎県小学校吹奏楽連盟」部門とは、学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童が参加する部門を指す。
- 3 「長崎県中学校吹奏楽連盟」部門とは、学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒が参加する部門を指す。
- 4 学校教育法に基づく高等学校、大学及びこれに準ずる団体は前述1項のそれぞれの部門に所属するものとする。
- 5 「長崎県大学吹奏楽連盟」部門は、単一の大学・高等専門学校名で加盟し、学部ごとに登録することはできない。
- 6 「長崎県職場・一般吹奏楽連盟」部門は、同一経営の会社、工場、事務所、官庁（それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という）などで、勤務先もしくは組合（以下「勤務先等」という）の許可を得て設置されている団体を含むものとする。
- 7 各種学校、専修学校、職業訓練校などの団体は、「長崎県職場・一般吹奏楽連盟」部門に所属するものとする。

第3条（団体の構成員）

- 1 加盟団体の構成員は次のとおりとする。なお、年齢は問わない。
 - (1) 小学生部門 同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合団体に在籍している小学校児童とする。校内外で活動する単独校や複数校混合の団体とは、以下のア、イの2種類を指す。
 - ア 「それぞれの学校長が認めた複数校による合同の団体」

部員不足により単独の学校単位で大会等に参加できない小学校が、学校長の承認のもとに結成する複数校による合同の団体。この場合、構成するそれぞれの学校が学校単位で該当する部門に加盟登録していなければならない。
 - イ 「地域バンド等」

任意の個人または団体が組織し、小学生で構成された団体。なお、大会（小学生バンドフェスティバル、アンサンブルコンテスト小学生の部）に出場する場合には、「長崎県小学校吹奏楽連盟」部門への加盟登録が必要となる。
 - ウ 「校内外で活動する単独校」とは、吹奏楽部のない学校に在籍する児童によって編成される団体等を指し、本項「イ」に該当する。

(2) 中学生部門 同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童は認める) 校内外で活動する単独校や複数校混合の団体とは、以下のア、イの2種類を指す。

ア 「それぞれの学校長が認めた複数校による合同の団体」

部員不足により単独の学校単位で大会等に参加できない中学校が、学校長の承認のもとに結成する複数校による合同の団体。この場合、構成するそれぞれの学校が学校単位で該当する部門に加盟登録していなければならない。

イ 「地域バンド等」

任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体。なお、大会(吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト、アンサンブルコンテスト中学生の部)に出場する場合には、「長崎県中学校吹奏楽連盟」部門への加盟登録が必要となる。

ウ 「校内外で活動する単独校」とは、吹奏楽部のない学校に在籍する生徒によって編成される団体等を指し、本項「イ」に該当する。

(3) 「長崎県高等学校吹奏楽連盟」部門 同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒は認める。)

(4) 「長崎県大学吹奏楽連盟」部門 同一の大学・高等専門学校に在籍している学生とする。

(5) 「長崎県職場・一般吹奏楽連盟」部門 当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。

2 同一人が複数の団体の団員となることは認める。ただし、本連盟が主催する各事業への参加については、実施規定の定めるところによる。

第7条(附則)

- 1 本規定は、理事会の決議を経なければ変更することができない。
- 2 本規定は、令和6年2月22日より制定施行。